

新監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成27年9月30日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫  
 同 宮 本 裕 将  
 同 水 澤 仁  
 同 小 泉 伸 之

監査結果等に基づく措置

平成27年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（平成27年6月9日新監査公表第1号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 施設使用にかかる許可手続きが漏れていたもの（秋葉区地域課）</p> <p>行政財産の使用にあたっては、使用者から行政財産使用許可申請書の提出を受け、行政財産使用許可書を交付した後でなければ使用させてはならないところ、下記のような事例があった。</p> <p>新潟地区市民会館内にある食堂設置部分について、前回の平成24年度第2期定期監査の際に、行政財産使用許可の手続きがなされていたが、新潟市行政財産目的外使用料条例に規定する「市長が特に必要であると認める場合」として使用料の全部を免除するにあたり、区長決裁ではなく、副市長決裁が必要との説明を受けていた。</p> <p>さらに、平成25年度の財産条例の施行に伴い、財産管理事務説明会で使用許可の基準と合議について示され、「その他市長が必要と認めるとき」に該当する本件については、副市長決裁が必要であったところ、決裁をとらなかったばかりか、平成25年度・26年度と使用許可の手続きを行わずに、施設を使用させていたことが判明した。</p> <p>当該行政財産使用者が合併以前より長年使用形態を変えず、専ら市職員の福利厚生のために営業を続けていることから、平成25年度以降も使用を続けること自体については、秋葉区として異論はなかった。</p> <p>これら一連の事務処理は、行政財産使用許可にかかる事務として極めて不適切であり、改善を求められた事項について、改善がなされていなかったものであり、定期監査の結果を組織的に共有し真摯に改善対応に取り組んでいない状況であったことは、甚だ遺憾である。</p> <p>今後、財産管理に限らず、事務処理遅延や手続き漏れが生じないよう組織的なチェック体制を整備し、厳に適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>【合規性】</p>	<p>当該行政財産使用者に行政財産使用許可申請書の提出を求め、平成25年度・平成26年度の使用許可の手続きを行った。 (平成27年5月11日 ～平成27年6月1日)</p> <p>本件については、所管課において、改めて経緯、使用実態を整理し、事務処理を行ったことを確認した。 また、所管課では、課内の事務体制について整理を進めている。 (平成27年5月11日 ～平成27年6月1日)</p>	<p>再発防止措置として、以下の事項を実施する。 ① 所管施設及び事業毎の業務内容を整理し、手続き漏れを防止 ② 毎月、係ミーティングを行い、業務の進捗状況、課題等を共有、業務に応じた、課内会議に報告し、所属全体で課題等を共有・対応 (平成27年7月17日 ～平成27年8月31日)</p> <p>本件事例について、財産管理事務の理解不足によるものであることから、財産管理事務管理者に実態を確認し、適切な処理を行うように指導を行うとともに、全庁には研修会等々として財産管理事務への認識を深め再発の防止に努める。 (平成27年4月1日 ～平成28年3月31日)</p>	<p>秋葉区地域課</p> <p>【制度所管部署】 財産活用課</p>
<p>《指摘事項》 歳入の調定事務において、不適切な事務処理が行われていたもの (秋葉区健康福祉課)</p> <p>調定は収入原因の発生つど速やかに行わなければならないと、また、歳入を収入するときは納入の通知をしなければならないところ、下記のような事例があった。</p> <p>小須戸温泉健康センターにおいて、指定管理者が自主事業で食堂等を設置するにあたり、秋葉区健康福祉課に平成26年4月1日の日付で行政財産使用許可申請書を提出した。</p> <p>指定管理者から申請書の提出を受け、使用許可を決定したときは、秋葉区健康福祉課は、速やかに新潟市財産条例に基づく調定を行うべきであった。しかし、大幅に事務処理が遅れ、11か月も放置されていた。さらに、平成27年3月5日に調定の入力作業をしたにもかかわらず、新潟市財産条例の規定に合わせるため、11か月も日付を遡り平成26年4月1日を調定日とし、併せて納期限の日付も遡らせていた。</p> <p>結果として、納期限を10か月も過ぎた納入通知書が指定管理者に届くこととなった。</p> <p>その他にも、調定の遡り事例が3件あった。</p> <p>調定や納入通知の事務処理が遅れるような事態は避けるべきであった。また、年度当初まで調定日及び納期限を遡ることは、社会通念上の信義に反し、納入通知の有効性に疑いを生じさせる行為である。</p> <p>調定したときは、地方自治法第231条等の規定に基づき、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない。納期限は地方自治法施行令第154条に規定する納入通知書の重要な構成要素であり、やむを得ず事務処理が遅れた場合でも、実際に納入義務者が納めることのできる納期限を定め、納入の通知を行うべきである。</p> <p>今回の調定等の遡りは、事務の遅れを糊塗して形式的な体裁を保とうとしており、納入義務者に不利益が生じる恐れがあることを考慮していない。安易に書類上の形式を整えることなく、コンプライアンスを徹底し、市民の信頼確保に努められたい。</p> <p>また、所管課は、業務の実態や進捗状況を把握し、事務処理遅延が生じないようチェック体制の強化を図られたい。</p> <p>【合規性】</p>	<p>平成26年度分はすでに納入済みのものであり訂正はできないが、平成27年度分については、このたびの定期監査の指摘を踏まえ、下記のとおり適正な処理を行った。 小須戸温泉健康センターの行政財産使用許可申請書については提出が遅れ、新指定管理者に催促するとともに、提出遅れに対する事務処理手続きや使用料の算定等を制度所管課に確認をとり、調定日及び納期限の遡りはしていない。 小須戸介護支援センター及び地域包括支援センターこすの建物貸付料、工事用仮設電柱設置にかかる土地貸付については、貸付料算定、契約書作成を他業務に優先して処理することの対応を行った。 (平成27年4月1日 ～平成27年6月8日)</p> <p>平成26年度についてはすでに納入済みであり訂正ができないが、平成27年度分については制度に沿った対応を行った旨を所管課に確認した。 併せて所管課では「事務チェックリスト」を作成し、年間の動きを把握・管理することとした旨を確認した。 (平成27年4月1日 ～平成27年6月8日)</p>	<p>小須戸温泉健康センターの行政財産使用許可申請書については、今後、定期的に指定管理者との話し合いを持ち、連絡を密にしておくこととする。次年度以降については、書類提出の1ヶ月前より周知及び催促を徹底することにより、提出遅延をなくすよう働きかける。 小須戸介護支援センター及び地域包括支援センターこすの建物貸付料、工事用仮設電柱設置にかかる土地貸付については、事務処理の遅れが原因であり、貸付料算定、契約書作成を他業務に優先して処理するなどの対応を行う。 また課として「事務チェックリスト」を作成し、年間の動きを把握・管理することによって事務処理遅延が生じないようする。 (平成27年4月1日 ～平成27年6月15日)</p> <p>本件事例について、財産管理事務の理解不足によるものであることから、財産管理事務管理者に実態を確認し、適切な処理を行うように指導を行うとともに、全庁には研修会等々として財産管理事務への認識を深め再発の防止に努める。 (平成27年4月1日 ～平成28年3月31日)</p>	<p>秋葉区健康福祉課</p> <p>【制度所管部署】 財産活用課</p>

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《意見》 普通財産貸付にかかる無償貸付方針・基準について（秋葉区総務課）</p> <p>町内会館敷地の用に供するため本市が無償で貸し付けている財産について、その敷地にある町内会館が全国チェーンの大手学習塾の教室として週2回使われ、使用する道具は常に置かれたままであり、また、学習塾の看板が掲示されている状態である。</p> <p>普通財産の無償貸付に関しては新潟市財産条例に「公共的団体が公共用又は公益事業の用に供するため、当該公共的団体に貸付ける場合」と定められている。当該学習塾はホームページ等により広く生徒を募集し、受講料を徴収し営業している。利用実態に基づいた無償貸付要件に関する方針・基準がない現状では、本件が、新潟市財産条例の規定する無償貸付要件に該当するかどうかを判断することは困難であることから、制度所管課等と協議したうえで、適切な財産管理を行うための対応を検討されたい。</p>	<p>財産活用課と協議を行った結果、当該学習塾は営利企業であり公益性がないため、今後は転貸借契約を結び土地貸付料を納入していただく方向で検討しています。</p> <p>また、市民協働課から自治会館の使用状況を把握していただき、自治会支援および財産の有効活用について市民協働課や財産活用課とも協議していきます。</p> <p>(平成27年7月27日 ～平成27年8月31日)</p>		秋葉区総務課
【有効性】	<p>指摘の貸付物件については、貸付地に当該自治会が施設を建設し、施設の有効活用として一部を学習塾に貸しているものである。</p> <p>市と自治会で転貸借契約を締結することにより、土地貸付料を市に納付してもらう方向で所管課において自治会及び事業者と調整をしている。</p> <p>自治会館への貸付の方針・基準については、市民生活部市民協働課と対応を協議する。</p> <p>(平成27年7月27日)</p>		【制度所管部署】 財産活用課
	<p>必要により、自治会館の使用状況に応じた自治会支援および財産の有効活用について、区役所担当課と協議していきます。</p> <p>(平成27年7月27日 ～平成27年8月31日)</p>		【制度所管部署】 市民協働課